

浜岡原子力発電所 1、2号機 トリチウム測定装置の 配管の不適切な施工に係る保安規定違反(監視)について

2020年5月13日

当社は、浜岡原子力発電所 1、2号機のトリチウム測定装置の配管の不適切な施工により、放射性気体廃棄物の放出量の算出に誤りがあること(以下、「本件」という。)を確認しました(2020年2月3日お知らせ済み)。本件は、関連する図面との整合確認が不十分で誤りのあった図面を用いて配管施工をおこなったことが要因でした。これに対して、原子力規制委員会による2019年度第4四半期の保安検査(注1)において、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)第2編第3条 7.5.1に規定する「組織は、業務の計画に基づき業務を管理された状態で実施する。」ことを満足していなかったことが確認され、本日、原子力規制委員会から保安規定違反のうち「監視」(注3)の判定を受けました。

当社は、本件の発生原因について調査を完了し、再発防止に取り組んでまいりました(2020年3月2日お知らせ済み)。今回の判定を真摯に受け止め、引き続き、再発防止に努めてまいります。

- (注1)保安検査とは、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会が保安規定の遵守状況を定期的に確認する検査のことです。なお、原子炉等規制法の改正に伴い、新設された原子力規制検査が保安検査に相当する内容を取り込んだ検査となっています。
- (注2)保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受ける規定です。
- (注3)保安規定違反には「違反1」「違反2」「違反3」「監視」の4つの判定区分があり、「監視」は、原子力安全に影響を及ぼさないが、保安規定の不履行があった場合などに該当します。なお、2020年4月1日以降は、原子炉等規制法の改正に伴い、保安規定違反の4つの判定区分はなくなりました。新設された原子力規制検査では、指摘事項について重要度や深刻度が判定されます。

<これまでにお知らせした内容>

■放射線業務従事者線量等報告書等における報告内容の誤りについて

(2020年2月3日お知らせ済み)

■放射線業務従事者線量等報告書等の訂正について

(2020年3月2日お知らせ済み)

以上